

学校のいじめ問題に関する研究（Ⅱ）

餅 川 正 雄*

目 次

はじめに

1. いじめ被害者にとっての安全装置
2. 親と教師のいじめ被害者への対応の在り方
 - 2.1 察知段階
—学校でのいじめを察知した時期—
 - 2.2 苦悶段階
—表情が暗くなり会話も少なくなった時期—
 - 2.3 休息段階
—家に閉じこもるようになった時期—
 - 2.4 停滞段階
—いじめについて何も話そうとしない時期—
 - 2.5 信頼段階
—いじめについて語り始めた時期—
 - 2.6 受容段階
—いじめに立ち向かおうとしている時期—
 - 2.7 解決段階
—保護者と学校が話し合おうとする時期—
3. いじめ問題に関する保護者と教師の連携の在り方
 - 3.1 被害者以外、全員が加害者と捉えた取組み
 - 3.2 管理職の陣頭指揮による学校全体での組織対応
 - 3.3 情報の共有化を目的とした話し合い

おわりに

はじめに

学校における「いじめ」を根絶することは極めて難しいことである。筆者は、学校の中でいじめをなくすことは不可能だとしても、いじめを止めることや状況を改善することは常に可能であると考えている。教師には子どもたちの安全と安心を守るという重大な任務がある。教師

は、いじめの発生は「学校の危機」であるという認識のもとに、目の前の子どもを守るという姿勢で取り組む必要がある。学校でいじめが発生すれば、必ずと言っていいほど被害を受けた子どもの保護者が感情的になって教師と敵対する。保護者は「どうして我が子を守ってくれなかったのか！」という怒りを教師にぶつけてくる。教師は冷静に対応しようとしても、指導（力）不足や家庭との連携不足が原因の場合、教師が防衛的になって言い訳じみた曖昧な発言をしたり、無責任とも受けとれるような発言をしたりすれば、学校や教師に対する保護者からの信頼が急速になくなっていく。現実の問題として、校長のリーダーシップや、教師同士の強い信頼関係に裏付けられた学校全体の結束力と組織的な機動力がなければ、学校崩壊という最悪の事態に陥る恐れもある。

学校のいじめに関する指導の第一歩は、入学式の日である。小学校だけでなく中学校でも高等学校でも同じである。校長は「いじめは絶対に許さない」という明確な指導方針を、生徒と保護者が同席する中で教師集団が結束して指導していくことを示すことになる。学校がいじめを隠そうとしたり、避けたりする姿勢が垣間見えたならば、学校や教師への信頼感は大きく損なわれることになる。「学級開き」の時にクラス担任の教師は「こんなクラスにしたい」という思いを簡潔な言葉で述べ、学級経営方針を説明する。その際、ことわざや格言の中から、生徒の心に響く言葉を探す教師もいる。筆者の経験でも「いじめのないクラス」をつくと宣言したこともある。教頭になってからは入学式の当

* 広島経済大学経済学部准教授

日に「何か心配な事があれば、遠慮なく私に電話して欲しい」と話してきた。実際に、いじめに限らず保護者から様々な内容の電話がかかってきた。

重要なことは、入学式当日の教師の言葉が生徒の学校生活にとって大きな意味をもっているということである。生徒は多くの友達をつくり楽しい学校生活になることを望んでいる。保護者は「このような教師のいる学校なら安心して子どもを預けられる」と思って校門を出たいと考えている。その期待に応えるために、すべての教師は全力で取り組まねばならないのである。

本来、保護者と教師は互いに協力すべき関係にある。それにも関わらず、問題解決のための道筋を話し合うこともなく、責任追及や責任転嫁に終始することがある。そんな時、保護者は「学校は何もしてくれない」と憤慨し、教師は保護者の「子育てが悪い」と嘆くことになる。このような状況になれば、いくら時間をかけて取り組んでも何も解決しない。最も大切な「子どもの命を守る」という視点が無いということが問題である。最悪の事態を想定して、いじめ問題は、子どもの命に関わる問題なのだという共通認識がなければ、真の意味で保護者と教師が互いに協力し合うことはできない。勿論、日頃から保護者と教師の関係が良好なものでなければならぬことは言うまでもない。それに加えて、学校の教師同士の人間関係も重要な要素であることを指摘しておきたい。なぜならば、いじめ問題の対応過程では、非常にデリケートな子どもの心の問題を扱うことになるので、タイムリーな情報を共有していないような場合、指導のタイミングとスピード等が極めて判断しにくいことがあるからである。筆者の経験でも具体的な教師の指導のタイミングやスピードの是非を巡って教員同士の厳しい対立に発展することがあった。また、個々の教師が自分の思いのままに勝手に子どもを指導した場合、あたかも

「もつれた糸」を解きほぐすような繊細な指導をすべき場面で、糸が余計に絡み合ってしまうようなことになることも経験した。一度、複雑に絡み合った糸は、容易にほどくことはできない。

学校のいじめ問題を解決するためには、保護者の理解と協力がなければならない。しかし、教師の視点からのいじめ問題の対応についての研究は、数多く存在するが、教師と保護者の二つの視点からのいじめ問題への対応の仕方についての研究は少ない。保護者の悩みは教師の悩みでもあり、かなり共通の部分がある。しかし、当然のことであるがその立場によって子どもへの対応の仕方は違ってくる。

そこで、本研究(Ⅱ)では、いじめの被害者を守るために保護者と教師は、どのような考え方でどのような行動をすればよいのかを7つの段階に分けて考察する。その後、保護者と学校がどのように連携すればよいのかを明らかにしたい。

1. いじめ被害者にとっての安全装置

学校現場の教師たちは「いじめはなくならないのだろうか?」という疑問をもっていることがある。「大人の世界でもいじめがあるのだから、学校からいじめを根絶することはできない」という教師も存在する。確かにいじめは生徒の世界だけのものではない。しかし、大人の世界のいじめは、周囲にそれを抑える様々な人が安全装置として存在し、大人の判断基準によってその限度が守られていることが多い。また相談窓口などの逃げ場があり緊急脱出装置も確認されていると言える。子どもの世界のいじめは、発達過程にあるだけに判断力が未熟で限度を超えた残酷なものとなりやすく、その被害は人生を狂わすような非常に深刻なものになってしまう。また、いくつかの事件が物語っているように、集団内での安全装置や緊急脱出装置が機能しない場合、生命の危険さえもある。筆者は、

教師の指導によって「学校における生徒の生命に関わるような深刻ないじめは絶対になくすることができる」と考えて指導してきた。そうでなければ、保護者は安心して子どもを学校に通わせることはできない。保護者の中には「子ども同士の問題に大人が入る必要はない」という人もいる。しかし、子ども同士で解決できないような深刻な問題が実際に起きているという事実から決して目をそむけてはならない。

いじめ問題への対応が難しい原因の一つは、大人の目からは「今日的いじめ」は見えにくく、いじめの実態を把握することが困難だという事実である。また、被害者が保護者や教師に訴えることがほとんどないということも事実である。しかし、被害者は言葉では何も訴えなくとも、何らかの変化、サインを出し続けているものである。それに周囲の大人が早く気づき、いじめの事実を確認することが最も重要である。つまり、いじめを闇の世界から引きずり出して、太陽のあたる世界で誰からも分かるようにしてやることである。加害者が言い逃れたり逃げ回ったりするだろうが、“いじめは人間として決して許されない行為”であり、相当の制裁を受けるとともに、被害者の心身の苦痛に対して心からの謝罪をすべきであることを分からせる必要がある。そのことで加害者が疎外感や孤立感をもつことがあっても、それは罪の償いの一つとして考えれば、当然のことである。教師にとっては、加害者への対応も重要なことであるが、いじめの被害者を守ることが最も重要な緊急の課題である。いじめの原因究明や対応策の検討、加害者や傍観者・観衆などへの指導は、その次の段階での課題であると言える。

いじめの対極には、「いたわり」・「友愛」・「相互支持」などの概念がある。こうした望ましい人間関係の在り方から逸脱した現象がいじめであるとも言える。いじめは、相手への危害性だけでなく、同一集団内における人間のとるべき

規範からの逸脱という要素が含まれていることを忘れてはならない¹⁾。

本研究（Ⅱ）では、保護者や教師がいじめの存在を察知し、子どもがいじめについて話し始めて、保護者と学校が話し合いを始めるまでの問題に焦点を当てることとする。多くのいじめ自殺事件から分かってきたことは、その間の保護者や教師の対応が上手くいかなかった為に、自ら命を絶つような取り返しのつかない事件に発展したということである。

筆者は、保護者も教師もいじめを深刻な事件に発展することのないように防止する「安全装置」そのものであると考えている。この「安全装置」が存在しなかったり、あっても機能しなかったりすれば、悲惨な結果を招来することになる。

「安全装置」である保護者と教師は、次に示す7つの段階において、どのような考え方でどう対応すればよいのかを考察していきたい²⁾。

1	察知段階	学校でのいじめを察知した時期
2	苦悶段階	表情が暗くなり会話も少なくなった時期
3	休息段階	家に閉じこもるようになった時期
4	停滞段階	いじめについて何も話そうとしない時期
5	信頼段階	いじめについて語り始めた時期
6	受容段階	いじめに立ち向かおうとしている時期
7	解決段階	保護者と学校が話し合おうとする時期

2. 親と教師のいじめ被害者への対応の在り方

2.1 察知段階

—学校でのいじめを察知した時期—

2.1.1 保護者の対応

《学校に行きしぶったら無理に登校させない》

我が子が何らかの SOS のサインを出していて

「いじめ」にあっているのではないかと感じたら、躊躇しないで「学校を休ませる」ことである。そのことによって、子どもには、親は「絶対的な味方」であるという明確なメッセージを伝えることになる。子どもは親に心配をかけたくないとか恥ずかしいと思ひ、いじめにあっているということは言わないことが多い。しかし、親と子どもの間で、学校や友人の話題が少なくなってきた、子どもの表情が暗くなったとか、急に元気がなくなったといった小さな変化に、親は気付かずである。

親は「学校に行きたくない」という子どもを無理に学校に行かせようとしたり、子どもを責めるようなことを言ったりしないことである。親は「どうしたの？体調が悪いの？それなら学校を休んでもいいよ。」と優しい言葉を掛けるとよい。その際に「いじめ」という言葉をつかわないようにすることである。

その時に、親が本心から「学校にいかなくていい」と思っているかどうかは非常に大事である。ため息をついたり、悲しそうな目で見つめていたりすれば、子どもは親の言葉と本心とが違っていると感じて、それがプレッシャーになり余計に葛藤を強めてしまう³⁾。

いじめを苦に自殺した子どもの中には、学校に行きしぶった時に、家族からその弱さや甘えを批判されたことが自殺にまで追い詰められた一因だったことが示唆される事例がある⁴⁾。

2.1.2 教師の対応

《隠したり曖昧にしたりしないで学校全体の問題とする》

他方、教師の立場から考えると、いじめの把握・発見ルートは3つある。①被害者からの訴え、②教師の発見、③他からの情報提供、に大別される。いじめの被害者本人からの訴えがあることは極めて少ない。それは生徒と教師の深い信頼関係がある場合に限られる。教師がいじめを発見するには、豊かな生徒理解の力量とい

じめを見抜く鋭い感性が求められる。他からの情報提供があるためには、学校・学級にいじめを許さない気風が満ちていなければならないし、学校と保護者の間および教師間に気軽に情報交換がしあえる雰囲気があることが必要である⁵⁾。

保護者からの連絡で、教師がいじめの存在を直感した時には、一定期間、学校を休ませることを受け入れることになる。学校を休む理由が曖昧な場合、その理由を単なる「体調不良」として片付けるのではなく、保護者から聞くことができなければ、クラスの生徒などで、仲の良い生徒にそれとなく最近の様子を聞いてみる必要がある。

そして、教師は生徒が「いじめ」にあっているのではないかという危機を察知したら、決して一人で解決しようと思わないことである。その理由は、いじめの事実を確認・把握するためには、複数の教員の協力が不可欠だからである。当該のクラス集団の問題として、いじめの解決に取り組もうとすると、クラス担任だけが単独で動くことになり、学年会の他の教員は「自分のクラスには関係ない」と思って協力が得られないことが多い。担任はただちに管理職に相談して、校長の指示のもとで学年全体として、又は学校全体として取り組むことが望ましい。なぜならば、教師の目の届かない所でいじめは起きており、偶然、発見した「いじめ」は氷山の一角と考えて、学校全体として対応する強い姿勢を示すことで、全校生徒に「いじめは絶対に許さない！」という明確なメッセージを伝えることが可能になるからである。それを過剰反応だとか大袈裟だと言う教師がいるかもしれないが、教師の存在価値や指導姿勢が問われる重要な問題だと考えて対応すべきである。教師は、いじめを深刻な人権問題だと捉える視点から、被害者のケアと加害者へ処罰を曖昧にしたり中途半端な指導で終わったりすることのないように留意する必要がある⁶⁾。

2.2 苦悶段階

—表情が暗くなり会話も少なくなった時期—

2.2.1 保護者の対応

《自然体で明るく接する》

子どもが学校に行かない（行けない）場合、親が色々と心配するのは当然である。それが長期間に亘ると、隣近所や親戚まで含めて話題にのぼるようになる。そんな時、親は「世間体が悪い」と思う。

親が世間体を気にするような言動をすると、子どもは「自分のことよりも世間体が大事なのだ」と思うようになる。親は世間体も気になるかもしれないが、「子どものことが一番大事」だということ「いじめられていることは恥ずかしいことではない」ということを肝に銘じて、子どもと接することである。そして「いじめは必ず解決する問題である」ということも忘れないことである。

家庭内では、家族同士の会話が少なくなり、その表情も暗くなりがちである。子どもが家庭での“居場所”がなくなることのないように配慮し、家族は意識して「明るく・楽しく過ごす」時間をつくるように努力する。普段の何気ない短い会話が子どもの心に響くと考えて、明るい表情で無理やり話をしようとししないで自然体で接するようにする。その際に、学校の勉強や友人などの話題は極力避けるようにする。また、休日等にはできるだけ家族で外出する機会をつくるようにする。

2.2.2 教師の対応

《安心して教室に戻れる環境を作る》

保健室などにかろうじて登校できるようになった場合、養護教諭や関係の教師は、意識的にできるだけ明るい表情で生徒と接することである。教師があまりにも深刻な表情で、暗い話題ばかりであると、再び学校に来ることができなくなる恐れがあるからである。学校が安心し

て生活できる場所になるよう、学校全体として教師集団が組織的に取り組むという姿勢を生徒と保護者に示すことが大事である。その際に教師の表情や声のトーンが非常に重要だと考えている。教師はできるだけ自然体で気持ちを明るくするという意識をもちながら、笑顔で話しかけることである。生徒が暗い表情をしているとどうしても教師がそれにつられて暗くなってしまふものである。そして生徒が心を開いて話をしてくれるようにもっていくのではなく、「何があったのか？」「今後、どうするのか？」と、問い詰めるような形で質問を浴びせかけ、追い込んでいくことがある。そうではなく、まずは登校できたことを褒めてやる必要がある。これまでの学校生活の中で、楽しかったことや嬉しかったことを思い出させるような話題が望ましい。高等学校の場合、単位認定の問題や卒業の問題で、どうしても勉強が遅れてしまっていることが心配になっている筈である。保健室などに登校できた時には、教科担任から指導を受けることができるように配慮し、できれば教科に関する課題を出してもらえるように依頼しておくことも重要である。そのことによって、生徒が「自分はまだ見放されていない」と思えるからである。

保健室に登校するようになって、しばらく様子を見て教室に戻れるように指導していくことになる。安心してクラスに戻れるような環境作りが教師の重要な仕事である。本人がクラスに戻ってクラスの仲間と一緒に「授業を受けたい」という気持ちになるような環境作りをしていくことになる。

2.3 休息段階

—家に閉じこもるようになった時期—

2.3.1 保護者の対応

《常に子どもの傍に寄り添うこと》

いじめられている子どもは、孤独感や疎外感

をもっている。自分のことを理解し、心配してくれている家族がいることさえも気付かないことが多い。

家に閉じこもりがちになり、外出したがらなくなる。級友から電話がかかってきても電話にも出なくなってくる。「誰にも会いたくない」、「誰とも話したくない」という気持ちになっているのである。

子どもが外出する際には、必ず親が同行し、子どもを一人にさせないようにする。子どもが孤独感をもたせないようにすることが重要である。親が常に子どもの傍にいて寄り添うことで、子どもに安心感を持たせることができる。

不登校の状態になって、親が子どもに「明日から学校へ行く」という約束をさせることがよくあるが、有害無益である。多くの場合、その約束が守れないということで、一層落ち込んでしまうからである。親は子どもが「家の中にいて一日中何もしていない」と思うかもしれない。しかし、子どもは不登校という状態を続けているのであるから、それだけで大変な苦しみを味わっているのである。強い罪悪感や焦燥感を抱いているはずである。外からの刺激が強いと、それを避けるために人との接触を避けて昼夜逆転の生活になったり、家族や物への攻撃行動が出てきたりする⁷⁾。家族は、「休息の時期」と考えて、何もしないで安心して時間を過ごすことができるように、配慮することが重要である。

2.3.2 教師の対応

《絶対に見放さないことを行動で示す》

教師の方は、いじめにあっている生徒を「絶対に見放さない」ということを行動で示す必要がある。家庭に電話連絡をするだけでも「心配している」という気持ちを伝えることができる。一般的には、クラス担任が家庭訪問をすることになる。教師は、家庭での生徒の様子を保護者から聞き、学校としてその生徒のために何がで

きるかを考える必要がある。また、仲の良い級友から、電話をしてもらって、決して「一人ぼっちではない」ことを伝えることも重要である。

いじめは教師の見ていない場所と時間で起きているのであるから、その「死角」とも言える場所と時間をできるだけ少なくするように考える必要がある。中学校や高等学校では、その死角は非常に多い。授業と授業の間の10分間の休憩時間や、昼休憩、放課後など教師の目の届かない時間がある。すべての教師が一つの大きな職員室に集まっているような学校では、さらに死角が多くなる。

筆者は教頭時代に「授業の開始5分前に教室に行き、授業が終わって5分後まで教室に残って下さい」と指導してきた。その目的は、言うまでもなく休憩時間という死角をなくすことである。この対策は、教師の目が行き届き、「誰かが常に見守っている」ということを生徒に知らせる効果が大きかった。同時に、生徒に授業開始時刻を守らせる指導もできたし、教師と生徒の距離感を短くするという副産物もあった。チャイムが鳴る前に教室に入り、教卓付近の生徒と雑談することで、生徒は授業中には見せない姿を教師に見せるのである。

いじめが発生した場合、管理職としては、生徒の現状を正確に把握し、家庭での保護者との会話の内容や級友との会話の様子をもとに、学年主任・クラス正担任・副担任・生徒指導主事・養護教諭などを中心として、チームを組ませて「対応策」を検討するように指示する。この対応策は、あくまでもいじめを受けている生徒の心情を一番に考え、学校へ再び登校しやすい環境をつくり出すことが目的となる。

その際に、有効な方法がある。それは当該生徒が日頃から慕っている教師をチームの一員として加えることである。「この先生になら心の奥底を話せる」と生徒が思っていることが重要で

ある。その教師は、教科担任であったりクラブの顧問であったりする。いじめを受けている生徒が心を開き、話ができるようになるには、これまでの生徒の行動を振り返って、日頃からよく話をしていたと思われる教師、または親しみを感じていたと思われる教師を探し出す必要がある。そのような教師が見つからないこともある。その場合には、教頭・保健主事などがその役割を果たすことになる。

2.4 停滞段階

—いじめについて何も話そうとしない時期—

2.4.1 保護者の対応

《絶対的な味方であることを示す》

親は、子どもからいじめに関することを無理に聞き出そうなどとは思わないことである。親は「誰にやられたの?」「どんなことをされたの?」「一体、何があったの?」と子どもに聞いた方がいいと思う。親がいじめの状況・事実を早く知りたいと思うのは当然のことである。しかし、子どもがいじめの事実を自分から言い出すまでには、相当時間がかかるものである。何も話さないことを叱ったり説教したりするのは、有害無益である。親が頼りにならないから子どもが話さないのではなく、思春期特有の自尊心からみじめな状態にある自分を知られたくないという気持ちが強いために話さないだけである。被害者である子どもは、誰からも助けってもらえないと感じ、いじめを解決する道筋や参考になる社会のルールも知らず、苦しみを訴える言葉さえ見つけられないという状態にある。このような状態では、親は沈黙するしかない⁸⁾。

親は、子どもが話し始めるまで、あせらないで何日でも気長に待つという気持ちをもつことが重要である。親が無理矢理、聞き出そうとすると、子どもは貝殻のように堅く心を閉ざしてしまう恐れがあるからである。待つということ

は、親にとっては辛いことである。「子どもと一緒に親も成長していくのだ」というつもりにならないければ、待てるものではない。待つことは、その子の苦悩に共感し、親子でそれを共有しながら一步一步踏み出していくと決意することでもある⁹⁾。

子どもは、親が心から信頼できると思い、自分の絶対的な味方であると確信し「今なら話せる」と感じた時に、自分から少しずつ話すようになる。本当は、話したくて仕方がないのである。しかし、これまでの経験から、いじめを受けていることを話したら、自分が責められたり、恥ずかしい思いをしたりすると思っているのである。また親を悲しませたくない、心配かけたくないという気持ちもはたらいっている。親は、この気持ちを十分に理解しておく必要がある。

2.4.2 教師の対応

《全力で守り抜く決意を示す》

教師は、事実を確認しようとして、生徒からいじめの実態を聞き出そうとする。しかし、筆者の経験からも、いじめられている生徒からそれを聞き出すことは容易なことではない。いじめの事実を聞き出そうとすれば、生徒の自尊心を深く傷つける恐れがある。いじめを受けている生徒は「学校でなぜもっと早く見つけてくれなかったのか」と思っているのである。生徒から信頼されている教師が“自分のクラスの生徒がいじめられているのではないか”と直感する被害者のサインを見落とすことは、ほとんどないと言い切ることができる。教師が見て見ぬふりをしたりしていたのでなければ、休憩時間や放課後などの、教師の目の届かない時間と場所で、そのいじめは繰り返されているのである。教師の目に入ったとしても、そのいじめは、加害者が遊びや喧嘩を装っていたり、仲間はずしやシカト（集団による無視）であったりするので、いじめとして認定するとは難しい。しかし、それを鋭く見抜く力を教師はもっていなければ

ならない。被害者や加害者が平静を装って「何でもありません」とか、「遊んでいるだけです」と言ったとしても、生徒の表情や態度などからその場の空気を読み、周囲の観衆や傍観者の様子を観察して、直ちにそのいじめに介入しなければ、生徒を守ることはできない。

いじめの対象となっている生徒は「周囲のみんなと違って」という理由で、いじめられているのである。その違いは何でもよいのである。例えば、服装や身なり・言葉づかい、集団行動や他者との対応が上手く出来ない、それだけでなく、勉強や運動ができすぎたりすることやリーダーとして目立っているということもいじめの理由になる。要するに「みんなと違う」ということがいじめ加害者側の正当なる理由となってしまうのである。単に、弱いというだけでいじめられるという簡単なものではないのである。

いじめを受けている生徒は、自分から教師に訴えたいと思うけれども、生徒は自分たちだけの世界のことを、簡単に大人（教師）にしゃべることはない。なぜ、被害者は、教師に訴えないのだろうか。第一に自尊心が傷つくことを恐れているからである。第二に「教師が介入して、実際にいじめを抑えることができるのだろうか」という教師の指導力に対する不信が存在し、生徒は教師の力を鋭く見抜いているからである。実際、教師が介入しても、いじめが抑えられなければ、被害者は生徒の世界ではじき出されて、一層、居場所がなくなることを知っているからである。

一方、いじめている加害者である生徒は、教師の動きを鋭く見ているものである。教師の視線が自分に向いてくるのではないかという恐れを抱くとともに、教師集団の力がどの程度なのかを観察しているのである。

教師がいじめそのものをなかつたことにしたり安易な対応をしたりすれば、いじめは温存さ

れ、一層、陰湿で残酷なものとなりかねない。一人の被害者が学校に来なくなれば、次に他の誰かがターゲットにされて、新たな被害者が出てくるだけのことである。教師は、いじめの加害者に対して、学校では「いじめの事実を表に出して徹底的に指導していくぞ!」という強いメッセージを伝えながら、被害を受けている生徒を絶対に全力で守り抜くという決意を示す必要がある。いじめは、生徒や教師、親が、それを「いじめである」と認定したときに、その姿を確認できるものである。事実を確認した大人がいじめのストーリー（物語）をつくって、それを関係者に解説して納得させる必要がある。そのストーリーを解説して認めさせるには、強力なパワーが必要であり、教師がその役割を担うのは当然である¹⁰⁾。

2.5 信頼段階

—いじめについて語り始めた時期—

2.5.1 親の対応

《子どもを信じて疑わない》

親は、子どもの言うことを、100%真実として扱い、決して疑うようなことを言わないことである。「そんなこと信じられない」とか「本当のことを言いなさい」などと言うことがある。親に疑われた子どもは、今度は嘘を言うことが多くなる。または信用されていないならば何を言っても仕方ないと考えて、何も言わなくなることもある。いじめの被害者はいわゆる「いい子」であることが多く、いじめに上手く対処できないことで自分を責め、誰にも訴えられないで悩み苦しみ、親にも知られたいと考えているのである¹¹⁾。

親がいじめられた事実を聞いて、急にヒステリックになって泣きわめき、冷静さを失うというような未熟な態度を子どもに見せてはいけない¹²⁾。

多くの親は、なぜ自分の子どもがいじめを受

けるのかという原因を探って、自分の子どもを変えようとする気持ちになる。そして、「あなたのそこが悪いのだから、直しなさい」と、子どもに直すべき課題を突き付けるようになってしまう。子どもは自分が親から責められていると感じ、「自分はダメな人間なのだ」と、自分自身を責めることになる。こうして、子どもの居場所がなくなるのである。子どもに家庭は自分の居場所(安心できる場所)だと感じさせなければならぬ。親は、子ども(いじめられる側)にも原因があるなどとは絶対に考えてはいけないのである。

2.5.2 教師の対応

《生徒の心の痛みを受け止める》

教師は、生徒の話す内容に心から耳を傾けることである。話している途中で、矛盾があったり疑問があったりしても、うなずきながら最後までしっかりと聴くことである。「そうだったのか。辛い思いをしたんだな」というようなその生徒の心情を受け止める言葉をかけていく。「早く気付いてあげられなくて、ごめんね」「あなたのことを絶対に守るよ」という言葉も必要だろう。最終的に、どのようないじめがあったのかを話してくれるようになれば、いじめ解決の糸口となる。

筆者の経験では、最後まで誰がいじめの加害者であるかを聞き出すことは難しい。なぜならば、加害者の名前を出すことで、加害者に対する教師の指導が入り、「チクッタ」ということが分かり、いじめが一層酷いものとなることを恐れているからである。

2.6 受容段階

—いじめに立ち向かうとしてしている時期—

2.6.1 親の対応

《いじめに耐えさせようとしない》

いじめの内容は、いじめを受けている生徒が立ち向かったり耐えたりすればするほど、エス

カレートしていく傾向がある。なぜ、そうなるかと言えば、いじめの加害者は自分が反抗された場合、自分の存在を無視されたような気持ちになり傷つき、弱い相手(被害者)に攻撃的な気持ちが爆発し、それをぶつけることでしか、自分(加害者)の存在を確認できないからである。

はじめはクラス内でのからかいやシカト(集団による無視)だったものが、持ち物を隠したり壊したりする執拗な攻撃になり、机やノートに「死ね!」などの激しい脅しや暴力・恐喝にまで及ぶことがある。いじめは、学校における学級という閉鎖性の強い集団の中で、陰湿化・残忍化している。「今日的ないじめ」は、程度や限界がなく、情け容赦なく執拗に攻撃し、とことんまで追い詰めてしまうという特徴がある¹³⁾。

特に注意すべきことは、間違っても、いじめという名の犯罪に立ち向かわせない、「耐えさせない」ということである。父親が「もっと強くなれ!そんなことでは社会で生きていけないぞ!」とか「やられたら、負けずにやりかえせ!」というようなことを言うことがある。子どもの側からすると、父親からも見放されたという気持ちになってしまう。実社会の厳しさの話や、困難を克服したという父親の経験談を話しても子どもは「自分とは関係ないこと」だと思いうに違いない。

父親は「おまえのことを心配しているぞ」という気持ちを態度で示せばよい。子どもの気持ち(心)に寄り添って「そうか、今、苦しんでいるのだな」という受容的な態度で接することである。苦しければ「苦しい」、悲しければ「悲しい」と言って泣き叫んでいいよという父親の気持ちを優しく伝えていけばよい。今、自分の子どもが成長途上にあり、目の前の困難(いじめ)を自分の力で乗り越えようとしても、それが難しい状況にある。しかし、その困難は、一人の力では無理かもしれないが、周囲の人たちが協

力して取り組みれば、必ず解決することだということを理解して対応すればよい。

2.6.2 教師の対応

《自分を責める必要がないことを知らせる》

教師の場合、いじめに対処する方法を生徒に指導することがある。例えば、「嫌なことは、はっきりと断れ！」とか「誰かに助けを求めろ！」という指導をすることがある。しかし、この指導はいじめが一層ひどくなることになりかねない。それができないからいじめが続いているという事実を無視した指導となっているのである。

生徒がいじめに耐えられるようになればいいとか、いじめを跳ね返す力を身に付けさせる、というようなことを本気で考える教師も存在する。しかし、悪いのは加害者であって、被害者ではない。被害者の力がないからいじめられているという認識は間違いである。すでに述べたとおり、力があってもいじめのターゲットになるのである。

いじめにあっている子どもの多くは、自分の弱さを悲観し、自分を責めている。その子どもに、できもしないことを指導しても現実的に無理なことである。それよりも、「いじめに耐える必要はない」、「いじめを跳ね返す必要はない」ということをしっかりと伝えることが重要である。いじめは学校で必ず抑え、解決できることだというメッセージが伝わり、教師が命を懸けて被害者を守り抜くという決意が伝わればよいのである。そのための具体的な教師の行動を示し、迅速に実行に移すことで生徒は安心する。

他方、教師にはいじめ加害者に対する指導という大きな問題がある。重要なことは、教師が冷静さを失って、いじめる生徒（加害者）をいじめないということである¹⁴⁾。いじめの加害者を教師がどのように指導するのかという問題については、本研究では必要最小限に抑え、別の

機会に考察することとする。

2.7 解決段階

—保護者と学校が話し合おうとする時期—

2.7.1 親の対応

《子どもの同意を得たうえで学校に相談する》

親は、子どもの同意がない状況で、学校（教師）に相談に行ってはいけない。親は、学校に行き行って担任の教師や管理職に事情を聞きたいと思う。その場合は、「担任の先生に話を聞きに行き行ってこようと思うのだけど、いいかな？」と子どもに尋ねて、「いいよ」と言うまでは内緒で行くようなことをしないことである。

子どもは、親が教師とどんな話しをするのが心配になってくる。なぜならば、相談することで、いじめの問題が大袈裟に扱われたり、加害者が特定されたりして、自分が学校に行きにくくなるのではないかという恐れを感じているからである。

ただし、いじめの解決のためには、教師と保護者の話し合いが絶対に必要であるので、その時期を逸することのないようにする。

学校の教師に相談する場合、誰に相談するのかということが重要である。クラス担任の教師が一般的であるが、その教師の経験が浅く不安があると思ったならば、学年主任や生徒指導主事の教師に相談するとよい。クラス担任の教職経験が浅くとも情熱があって一生懸命ならば大丈夫である。迷った時には最初から教頭に連絡して話してみるとよい。それは、教頭が学校組織のキーパーソンであり、学校が組織で動いているからである。教頭は、相談内容の軽重を判断し、必ず校長に報告・相談する。いじめ問題に学校が組織として対応するためには学年主任や生徒指導主事を動かす必要があるため、管理職である校長か教頭が部下に指示を出すことになる。勿論、教頭と対応してみて不安だと感じ

た時には、躊躇せず校長に相談しても構わない。一般的に学校の窓口は教頭になっているので、教頭に連絡して相談すれば、必ず校長にも伝えられ、学校は組織的な対応を迅速にすることになる。学校が組織として自分の子どもを必ず守ってくれるという保証がない状況であれば、学校を休ませることになるだろう。

校長や教頭と話し合っても真剣に本気で対応してもらえないと感じた時には、どうすればよいだろうか。学校現場が多忙な場合、教師が真剣に受け止めてくれないことがある。保護者としては一人で学校に行くよりも複数で学校に行けば勇気が出るものである。そこで、PTA 会長などの役員に相談するという方法がある。保護者からの相談を受けて、PTA の役員は、PTA 理事会などの会合で、校長・教頭と直接話し合いをもつことになる。

話し合いは「よろしく願います」というだけで終わるようなことではいけない。学校は、具体的にどうやって子どもを守ってくれるのか、いじめ防止対策をどうするのか、いつ検討して、いつまでに検討結果を伝えてくれるのかを整理して確認する必要がある¹⁵⁾。

それでも学校が動いてくれない場合、保護者としては、教育委員会に相談することになる。その際には、電話ではなく教育委員会の生徒指導の担当部署を訪問して状況を正確に伝える必要がある。筆者の経験から言えることは、教育委員会事務局を訪問して相談する保護者は、非常に少ない。保護者は電話で相談することが多い。電話相談で子ども（生徒）の名前を言わないで話をされるような場合は、電話での相談やクレームがあったことは校長に連絡されるが、教育委員会から学校（校長）に対して具体的な対応が指示されることはない。学校名も伝えないような電話の場合には、教育委員会事務局の担当者は話を聴くだけになってしまう。

生徒の名前を伝えて、いじめの事実を連絡し

た場合、教育委員会の教育長は、指導主事などの部下を通じて、校長に相談内容を伝え、迅速な対応をするよう命令することになる。保護者の中には、いきなり教育委員会に相談する方がよいと勘違いする人もいるが、教育委員会（教育長）は、校長に指示・命令を発することはできるが、直接子どもを守ることはできない。子どもを守るのは、教育現場の教師以外にいないので、保護者と学校の教師が密接な連携をとりながら対応することが重要である。

2.7.2 教師の対応

《相談内容を真摯に受け止め迅速に対応する》

新聞報道などで保護者からいじめに関する相談を受けていたにも拘わらず、加害者側の生徒の人権を守る必要があると考えてからか、「いじめの事実はなかった」と話す校長がいる。保護者の「学校がいじめに本気で対応してくれるに違いない」という期待を裏切っていることになる。普通、保護者からの訴えがあれば、教師は、いじめていたと思われる生徒を呼び出して、事実確認をしているはずである。しかし、生徒は正直に答えてくれないのである。嘘を言っているにも拘わらず、その嘘を見抜けず簡単に信じてしまい「いじめはなかった」と判断し、適切な指導をしないのである。教師は、被害者である生徒やその保護者の言うことに対して、大袈裟だと感じたり、疑いをもったりしてはならない。

保護者からいじめに関する相談を受けた場合、謙虚に耳を傾ける姿勢が重要である。そして問題を学級担任などの特定の教師が抱え込んだり、学校だけで解決することに固執したりしてはならない。速やかに教育委員会に報告するとともに、関係者全員で迅速に取り組む必要がある¹⁶⁾。特に管理職は、いじめが原因となって被害者が自殺する恐れがあるということを常に考えておく必要がある。

3. いじめ問題に関する保護者と教師の連携の在り方

いじめを解決するためには、保護者と学校が密接な連携をする必要があると考えている。保護者だけで解決できる問題ではないということは明らかであるが、学校も保護者の協力がなければいじめの根本的な解決が困難だということも多くはいじめ自殺事件によって明らかになっている。それは、第一にいじめが学校の中で起きている人権侵害の問題であり、保護者としても学校としても放置することが許されない緊急の問題であるということ、第二にいじめの予防・早期発見や根本的な解決・再発防止のためには、保護者のもっている家庭における生徒の情報と学校のもっている情報を互いに共有し、いじめの事実やその背景を正確に認識することが不可欠であるからである。しかし、現実には、保護者の訴えを学校が真摯に受け止めなかったり、いじめがあったことを認めようとしなかったりすることがある。認めたとしても教師が個人的に動くだけで、学校全体が組織として動かないことがある。また、話し合いが、単なる保護者の願いを聞く場となったり、激しい言い争いが展開されて責任の追及が行われて最後には教師の謝罪の場となってしまうたりして、何も確認されないまま終わることがある。その結果、今後、互いに何をすべきかが明らかにされず、双方が不満をもち、不愉快な気持ちが残るのが結末である。

筆者は、そのようなことにならないために、次の3つの課題を設定して、学校と保護者が互いに信頼関係を高めながら、具体的な解決の道筋と再発の防止に向けて、学校をあげた強力な取り組みを展開する必要があると考えている。

1	被害者以外、全員が加害者と捉えて取り組む
2	管理職が陣頭指揮をとって学校全体で組織的に対応する
3	情報の共有化を目的とした話し合いを行う

3.1 被害者以外、全員が加害者と捉えた取組み

第1点は、いじめは被害者以外、「全員が加害者」であると判断して取り組むことである。黙認的な支持をする「傍観者」や、積極的な是認をする「観衆」の生徒にも当事者意識をもたせることがポイントである。その理由は、いじめを止める「仲裁者」にとっては傍観者や観衆の支持がなければ、彼の制止行動が浮き上がってしまい、逆にいじめのターゲットになる恐れもあるからである。

いじめの問題を考える際に教師の存在を忘れてはならない。自らいじめに加担する教師は論外としても、無意識のうちにいじめの加害者になっている教師、いじめのきっかけをつくる教師もいる。教師は自分もクラスの一員であることに気が付き、教師は第三者ではなく当事者だということを深く心に刻み込んでおくことである¹⁷⁾。

いじめはクラス集団の中で起きているのであり、そのクラスを構成する生徒一人ひとりの重大な問題であることを認識する必要がある。いじめは、40人程度の同年齢の生徒が過密な教室で、長時間生活しているために起きているのである。確かに生徒同士のヨコの関係を完全になくしてしまえば、いじめはなくなる。子どもたちに集団の中で生きていく力、つまり人間関係の構築能力を身に付けさせるためには、どうしても集団という装置が必要になってくる。問題なのは、その集団に“安全装置”が付いていないことである。安全装置を付けると言うのは、危機状態に陥った時、すなわち限界に達した時に電源が切れるように「ブレーカー」を取りつけておくことであり、被害者にとっての何らか

の逃げ場（避難回路）を準備しておくということである。そして、このブレイカーを実際に機能させるためには、教育プログラムの中に英語や数学と同じように、人間関係を学ぶ教科・科目が必修科目として必要なかもしれない¹⁸⁾。

かつては、集団の中には必ず「正義の味方」的な存在のリーダーがいて、そこが被害者の「逃げ場」となっていた。ここで言う正義の味方とは、強いだけでなく大人の世界と同じ基準で判断ができるという意味である。そのような判断ができるようになるまでには、大人がしっかりと関わり、時には厳しく叱りながら育てていたという事実を忘れてはならない。

筆者は、自分の子育ての経験から考えて、幼稚園の頃からリーダーの素質をもった子どもは存在していると確信している。教師がその素質を認めて活かし、伸ばしていく指導をしてこなかった結果、真のリーダーが育ってこなかったのである。クラスの役員や班長をどうやって決めているのかを知っている人には、納得できることである。高等学校でも立候補する生徒はほとんどいない実態がある。そこで推薦方式を採用するのが普通だと思われるが、他の誰かを推薦する生徒も出てこない。そこで仕方なく、輪番方式やくじ引きで決めるしかなくなる。そんな方法を採用しては、真のリーダーが育たない。教師はリーダーをどのように育てるのかという方法を知っておく必要がある。なぜならば、それが集団作りや仲間作りという時に最も重要な要素となるだけでなく、いじめの根本的な解決の要素ともなるからである。

今、そのリーダーの代わりにクラスの中心人物となっているのは、お笑い番組に出てくるような「おもしろい人」である。このおもしろい人にとって大事なことは「ノリ」でしかない。その場の雰囲気や敏感に察知して発言・行動ができる人が多くいればいるほど、その集団の「ノリがよい」ということになる。

集団の中には、「おもしろい人」がいることは雰囲気や明るくなってよいことだと認めるが、その人が真のリーダーとして振る舞えるかどうかは別の問題である。

今、集団の中に面白い人はいるけれども、正義の味方となる真のリーダーはいないというのが実態ではないだろうか。正義の味方は、集団の中で目立つ存在であり、いじめの対象にさなり得るからである。現代はすべての子どもが繊細で弱い存在となっているように見える。集団の中で「空気を読む」ことを強制させられ、「みんなと同じ」という基準で行動させられている。例えば、みんなが大笑いしている中で、無表情のまま暗い顔をしていると「ノリが悪い」ということになり、いじめのターゲットにされてしまう。そんな中で、集団でいじめられている被害者は、どこにも逃げ場がないと感じているのである。いじめの加害者は、「この程度までは許されるだろう」という利害計算をしていじめをしているので、見つかった場合にも「ふざけていただけ」とか「ちょっとからかっただけ」、「遊んでいただけ」と言い逃れをする。

普通は、生徒集団の中での秩序があり、その集団でしか認められない「いじめの限界」を意識して、又は無意識であったとしても彼らなりの秩序、自分たちだけの「オキテ」の中で生徒達は行動しているのである¹⁹⁾。しかし、いじめの限界を超えてもブレイカーがなければ、永遠に陰湿で過激ないじめが続いていくことになる。

筆者の経験では、高等学校の現場で「いじめの解決のためには、クラスでとことん話し合わせるしかない」といった意見が教師から出ることがあった。しかし、生徒同士で話し合わせるようなことは必要ないと考えている。その理由は、いじめの加害者（強者）がいる前で、傍観者（弱者）からいじめの真実が語られることはあり得ないからである。まして、被害者にいじめの事実や苦しみを語らせることは、あまりに

も残酷である。いじめの加害者は、教師の本気の程度を敏感に察知するので、命を懸けて絶対にいじめの被害者を守るという覚悟と決意を明確に示すことになる。いじめの加害者に「教師の力はたいしたことない」と思わせたらならば、逆効果となる。「これ以上、いじめを続けていると自分が危なくなる」と自覚させるように指導することである。

3.2 管理職の陣頭指揮による学校全体での組織対応

第2点は、学校と保護者との話し合いの席には、初回から必ず校長か教頭が同席して、学校組織全体として正面からいじめ問題の解決に取り組むことである。保護者も父親と母親の両方が出席することが望ましい。いじめがなくならないのは、決して教師の能力が低いからではない。いじめを未然に防ぐ技能をもっていないからである。管理職は、暴力系のいじめの場合、市民社会の適用される暴行罪や傷害罪は学校においても適用されるということを受け止め、それを徹底的に指導していくということになる²⁰⁾。現場の多くの教師は避けたいと考えていることであるが、最終的には学校に警察に介入してもらうこともあり得るということである。被害者が泣き寝入りすることのないように、管理職が「これ以上やったら警察に通報する」と、宣言すれば、暴力系のいじめはほとんどなくなるだろう。「遊び半分だった」とか「ちょっとした悪戯だった」という言い訳を教師が鵜呑みにして、加害者に謝罪させて「今後は仲良くするように」というような、中途半端な指導で終わるようであれば、いじめは更に陰湿で手の込んだものとなり、エスカレートとしていくことは間違いない。最後には自ら命を絶つという最悪の結末になる恐れもある。いじめの中には犯罪に該当するものもあるので、いじめにあった子どもの親は、いじめた相手の親を訴えるべきだという意

見もある²¹⁾。

「いじめは学校で起きていることであり、教師の責任である」という指摘がある。確かに学校の中で起きていることであるけれども、教師と生徒というタテの関係で起きているのではない。生徒同士のヨコの関係が上手く保てなくなって起きているという事実を忘れてはならない。生徒は生徒同士の世界に、大人を入れることを嫌う。様々な生徒が教室という極めて狭い空間で生活する訳であり、しかもその空間は教師の目から離れた子どもの世界だけで通用する論理とか秩序というものが存在する。そこでは大人の世界の論理は通用しない。

いじめへの介入は、子どもの世界の問題に教師や保護者が切り込むことであるという認識をもっていなければならない。子どもの世界の間人間関係は、いじめも含めて、大人になっていく過程で人間関係を体験的に学ぶ重要な訓練とも考えられる。すべてのいじめを根絶するために、生徒のヨコの間人間関係をなくしてしまえば、学びの場や訓練の機会はなくなってしまうことになる。

シルバーマンが『Crisis in the Classroom (教室の危機)』の中で指摘しているように「学校が共通してもっている特徴の中で最も重要なものは、そこでは秩序と統制を第一に重んじ、それに没頭しているということである。」その理由は、「学校というものが集合的または組織的願望や目的のために個人が従うことを必要とする集団的経験の場である」からである²²⁾。

学校全体で秩序と統制を重んじて取り組むことで、残酷で陰湿ないじめを防止し、学校が安全・安心な場となるように努力していくことに反対する人はいないだろう。学校がいじめの実態を把握したり、予防したりする努力は、常に続けておくべきことである。仮にいじめと認められる事実が判明すれば、学校側はそれをプライバシーに配慮しながら、隠さず表に出して保

護者と真剣に話し合い、迅速に行動することになる。

因みに、日本弁護士連合会は、いじめに関して学校には次の6つの義務があるとしている。

① 学校側の一般注意義務、② いじめの本質を理解する義務、③ 児童・生徒の動静把握義務、④ いじめの全容解明努力義務、⑤ いじめの防止措置義務、⑥ 保護者に対する報告義務 である。

校長は、「我が校にいじめはない」などと言わず、いじめの本質がスケープゴートでありストレス発散の“癒し”であることを理解し、日々いじめに関する指導体制を整えるとともに、教師の自覚を促し、リーダーシップを発揮していじめの予防措置をとる必要がある。そして、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した時には、迅速かつ慎重に事実確認を行い、全容を把握して解決に向けた対策に全力を尽くすように部下を指導する義務がある²³⁾。

3.3 情報の共有化を目的とした話し合い

第3点は、話し合いは、相談ではなく被害者だけが知っている「事実を伝えてもらう場」であり、情報の共有化を図る目的で行うものである。その目的を達成するためにも、話し合いの場では、加害者の親と被害者の親が感情的になって口論にならないよう、教師は冷静な対応を心掛けることである。その際、管理職は、いじめの加害者の行動パターンとクラス集団の現実を知り尽くしておく必要がある。「シカト」や「クスクス笑い」のような、コミュニケーション操作系のいじめも見逃してはならない²⁴⁾。

因みに、筆者の担当している教職課程科目「生徒指導」の授業で、「なぜ、いじめがあるのか?」という質問に「学校の先生の力がないから」と答えた学生が二人に一人近くも占めていたという事実がある。保護者も、教師がクラス内のいじめをなぜ教師が十分に止めることが

できなかったのか、という疑問をもっていることを忘れてはならない。いじめ問題の背後には、影響力の弱い教師の存在があるのではないかということであろう。また、教室での子ども同士のいじめも、教師の中にあるいじめ心を子どもに写し出したものとみなしなければならない場合もある²⁵⁾。

保護者と学校の話し合いの際に、誰の責任であるかを言い争うことが先行するときがある。しかし、まずはいじめを停止することを優先し、その後に行うべき「責任追及（謝罪すること）」とは切り離して別々に行うという考え方で対応の方が望ましい。いじめの解決は学校だけでできるものではない。学校側は、保護者と全面的に協力するという基本姿勢と「いじめは絶対に許さない」という決意を保護者に示し、保護者と学校の信頼関係を維持するように留意する。被害生徒の人権を守ることが最優先されるのは当然のことである。

学校と保護者の話し合いの場では、次の4点について確認し合うことになる。

1 迅速な行動	被害者・加害者、その保護者と学校（教師）の話し合いの場を設定し、互いに責任感をもって迅速な行動をとることを約束する
2 事実の伝達	プライバシーに配慮し、いじめの事実と学校・保護者が全力で取り組むことを全校生徒に伝える
3 解決の道筋	いじめの事実を隠さないで、学校と保護者が協力していじめ解決のための具体的な道筋を明確に示す
4 再発の防止	いじめの再発防止のために、学校と保護者がアンテナを高くして情報をキャッチし、それに基づいて真摯な話し合いを繰り返す

いじめ問題に本格的に取り組むということは、保護者も学校（教師）も相当なエネルギーを消耗していくことになる。保護者と教師の協力によっていじめが解決すればよいが、解決の糸口さえも見付けられないこともある。その場合、

最終手段として被害者を「転校させる」という緊急脱出（装置）が残されている。しかし、転校はあくまでも万策尽きた際の最後の手段である。確かに転校することで、被害者はいじめという犯罪（加害者）から逃げることができる。しかし、その学校には依然としていじめた加害者は何の変化もなく残っており、学校では大きな問題が隠れたままになってしまう。また、被害者の心の傷は深く癒えることはなくなってしまうということを忘れてはならない。

筆者の経験から、いじめ問題に対応するということは、生徒同士のヨコの人間関係という非常にデリケートな範疇に入り込むことになり、教師は生徒の心身の変化に関する詳細な最新情報の入手が必要になるため、教師集団の人間関係が重要になってくる。教師が誰の立場に立って行動するかによって、齟齬が生じて教師同士の衝突も当然あり得る。基本的にいじめられている生徒（被害者）の立場に立って行動すべきだと言われても、いじめている生徒（加害者）も大切な存在である。いじめている加害生徒が、明日はいじめられる被害側になることも想定しておかなければならないのである。教育現場では、いじめに鈍感な教師の存在といじめに過剰反応する過敏な教師の存在という両極端な教師もいる。ほとんどの教師は、真面目に対応するのであるが、その場限りの指導に終わることが多いという現実があることも指摘しておきたい²⁶⁾。教師がいじめ問題から逃げたり、隠したりしようとするれば、保護者から、学校や教師集団の在り方までも問われることになりかねない。学校という教師集団の組織力（教育力）と生徒と教師の信頼を基底とした人間関係が醸成されていなければ、いじめ問題を根本的に解決することは困難だと言える。

いじめが解決しない場合、学校では「緊急脱出装置」として休学や転校ということになる。保護者も学校もこの緊急脱出装置の存在を忘れ

て、残酷な犯罪行為であるいじめに立ち向かわせたり、耐え続けさせたりするような指導をしてはならない。なぜならば、生徒が「この生き地獄から逃げることができない」と絶望して、尊い命を自ら絶つという最悪の事態を招かないようにするためである。

おわりに

本研究（Ⅱ）では、「いじめ被害者をどうやって守るのか」ということを、筆者の高等学校での経験をもとに7つの段階に分けて保護者と教師がどのように対応したらよいのかを考察した。その対応の要点を整理すると、次のとおりである。

1	察知段階	学校でのいじめを察知した時期
		保護者は子どもを無理に登校させようとしない
		教師はいじめを学校全体の問題とする
2	苦悶段階	表情が暗くなり会話も少なくなった時期
		保護者は子どもと自然体で明るく接する
		教師は生徒が安心して教室に戻れる環境を作る
3	休息段階	家に閉じこもるようになった時期
		保護者は常に子どもの傍に寄り添う
		教師は絶対に見放さないことを行動で示す
4	停滞段階	いじめについて何も話そうとしない時期
		保護者は絶対的な味方であることを示す
		教師は生徒を全力で守り抜く決意を示す
5	信頼段階	いじめについて語り始めた時期
		保護者は子どもを信じて疑わない
		教師は生徒の心の痛みを受け止める
6	受容段階	いじめに立ち向かおうとしたりしている時期
		保護者はいじめに耐えさせようとしない
		教師は自分を責める必要がないことを知らせる

7	解決段階	保護者と学校が話し合おうとする時期
		保護者は子どもの同意を得たうえで学校に相談する
		教師は相談内容を真摯に受け止め迅速に対応する

そして、保護者と学校（教師）が連携する時には、次の3つの課題を設定して取り組む必要があることを論述した。

1	被害者以外、全員が加害者と捉えて取り組む
2	管理職が陣頭指揮をとって学校全体で組織的に対応する
3	情報の共有化を目的とした話し合いを行う

最後に、保護者と学校の話し合いの場では、迅速な行動、事実の伝達、解決の道筋、再発の防止の4項目を明確にする必要があることを指摘した。

本稿を執筆中の2010（平成22）年10月25日に、群馬県桐生市の市立小学校6年生の女子児童（上村明子さん、12歳）が自宅で自殺したという衝撃的な報道があった。新聞報道によれば、父親は学校でのいじめが自殺の原因だと言っているようである。学校側（校長）は、「いじめはなかった」と言い、「対応をとったが上手くいかなかった」と話しているという。明子さんは学校でいじめられているということを話し、「学校へは行きたくない」と言っていたが、父親は「来年の3月までは学校に行きなさい」と無理に登校させていたという。

筆者は、このような悲惨なことが二度と起きないよう、学校（教師）も家庭（保護者）も目の前にいる子どもの僅かな変化も見逃さない鋭敏な感覚と眼差し、苦しさを訴える言葉に心の底から耳を傾ける優しさと思いやりの心をもって、常に子どもの心に寄り添って育てていって欲しいと強く願ってやまない。彼女は、目の前

の教師にも信頼している親でさえも、いじめから救い出してくれないという孤立感をもち、どうしても耐えきれなくなって絶望して自らの命を絶ってしまったのだろう。いじめと自殺の因果関係については、今後、次第に明らかになってくると考えている。複雑な背景があったり、様々な遠因が重なって起きたことであっても、原因のない自殺などあり得ないからである。彼女をそこまで追い詰めた背景は一体何だったのだろうか、何故、何が引き金になったのだろうか。我々は「子どもは、なぜ学校に行くのか」を真剣に問い直さなければならないだろう。なぜならば、喜んで登校している子どもばかりではないからである²⁷⁾。

筆者は「現代の子どもが軟弱だからいじめに立ち向かわないで、不登校になったり自殺したりするのだ」という評論家的な意見には到底同意することはできない²⁸⁾。子どもにとって集団の中でいじめられて孤立する恐怖感は、大人の想像以上に大きなものであろう。今日的ないじめは、子どもたちの複雑な精神構造によって現出した行為であり、クラス集団という逃げ場のない所でクラスの全員が何らかの形でいじめに関与していることが特徴である、それは、現代社会の影の部分鏡の如く写し出しているのだとも言える。

「いじめの被害者をどうやって守るのか」という問題を考えているこの時にも、全国のどこかでいじめを受けて悲鳴をあげている子どもが数多く存在している。筆者は、教師や保護者が本研究で論及した内容を踏まえて適切に対処していれば、一人の幼い命を救うことができたのではないかと思わずにはいられない。

我々は多くの経験の中からすべてのいじめ問題が解決可能な訳ではないという事実を知っている²⁹⁾。しかし、子どもたちがどのような環境で生活していようと、その子が「活き活きと在りのままの自分で生きよう」とするとき、そ

の状況を改善することは常に可能なことである。筆者は、誰もが無理をして頑張る必要のない環境、周囲から温かく見守られ、いたわりや友愛の精神が満ちた環境をつくることこそが、学校と家庭の使命であることを忘れてはならないと考えている。

注

- 1) 森田洋司・清水賢二 (2006) 『新訂版いじめ』金子書房, pp. 43-44.
- 2) 山脇由貴子 (2007) 『教室の悪魔』ポプラ社, pp. 102-111.
- 3) 奥地圭子 (1996) 『登校拒否は病気じゃない』教育史料出版会, p. 132.
- 4) 楠 凡之 (2007) 『いじめと児童虐待の臨床教育学』ミネルヴァ書房, p. 58.
- 5) 島崎政男 (2004) 『生徒指導の危機管理』学事出版, p. 50.
- 6) 藤森和美編 (2009) 『学校安全と子どもの心の危機管理』誠信書房, p. 38.
- 7) 小野 修 (1998) 『親と教師が助ける登校拒否児の成長』黎明書房, pp. 110-114.
- 8) レイチェル・シモンズ, 鈴木淑美訳 (2003) 『女の子どうして、ややこしい!』草思社, p. 208.
- 9) 坂本光男 (2000) 『親と教師はどうつきあうか』明治図書, pp. 123-124.
- 10) 河上亮一 (1999) 『学校崩壊』草思社, p. 50.
- 11) 宇田川伸一 (2001) 『子どもが壊れる』廣済堂, p. 132.
- 12) 詫摩武俊 (1984) 『こんな子がいじめの 小さな子がいじめられる』山手書房, p. 140.
- 13) 真仁田昭 (1998) 『いじめ問題にどう取り組むか』文溪堂, pp. 120-121.
- 14) アラン・L・ビーン, 上田勢子訳 (2007) 『学校でのいじめ対策』東京書籍, p. 131.
- 15) 坂本光男 (1997) 『いじめ・不登校に負けない』旬報社, pp. 78-81.
- 16) 学校管理運営法令研究会編 (2009) 『第五次全訂新学校管理読本』p. 626.
- 17) 一丸藤太郎・菅野信夫編 (2009) 『学校教育相談』ミネルヴァ書房, p. 79.
- 18) 森田洋司監修 (2004) 『世界のいじめ』金子書房, p. 149.
- 19) 内藤朝雄・荻上チキ (2010) 『いじめの直し方』朝日新聞出版, p. 34.
- 20) 内藤朝雄 (2007) 『〈いじめ学〉の時代』柏書房, pp. 197-204.
- 21) 土居健郎・渡部昇一 (1995) 『いじめと妬み』PHP 研究所, pp. 115-116.
- 22) シルバーマン, 山本 正訳 (1973) 『教室の危機上』サイマル出版会, p. 138.
- 23) 下村哲夫監修 (2006) 『事例解説事典 学校の危機管理 第2版』教育出版, p. 278.
- 24) 内藤朝雄 (2009) 『いじめの構造』講談社, pp. 202-204.
- 25) 森田洋司・清水賢二 (2006) 『新訂版 いじめ』金子書房, pp. 116-119.
- 26) 生徒指導研究会編 (2006) 『詳解生徒指導必携改訂版』ぎょうせい, p. 384.
- 27) 渡辺 位 (2000) 『子どもはなぜ学校に行くのか』教育史料出版会, pp. 14-16.
- 28) 竹村 和 (1997) 『卒業証書なんか焼いてくれ』日本図書刊行会, p. 174.
- 29) ウィリアム・V・ピーチ, 多田徹佑他訳 (1994) 『図説人間関係』自己啓発トレーニングセンター出版部, p. 204.